庁内各位

鳥取県土整備部長 (公印省略)

下請代金等の支払が遅延している建設業者の資格保留について(通知)

建設業者については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の3及び第24条の5に規定により下請代金の速やかな支払が義務付けられているにもかかわらず、 最近、元請及び下請間で建設工事の下請代金や材料代金等が適正に支払われない事例が 発生しています。

いかに厳しい経営環境にあるとは言え、建設業の健全な発達が図れないのみならず、 そうした建設業者としての基本的な義務さえ果たせないほど経営が悪化している者は、 発注者に不測の損害を与えるおそれがあり、公共工事の受注者として適当ではないと判 断されます。

ついては、今後そのような建設業者については、下記により、県が発注する建設工事の一般競争入札(制限付一般競争入札を含む。)及び指名競争入札において、入札参加資格を保留し、保留期間中は入札に参加させないこと(以下「資格保留」という。)としたので、適切な取扱いをお願いします。

なお、随意契約に係る建設工事についても、これに準じて対応することとします。 また、「下請代金等の支払いが遅延している建設業者の不指名について(平成15年3月12日付管第2729号)」は、平成19年7月31日限り廃止します。

記

1 資格保留の基準

- (1)対象者: 県内企業に対し(2)の対象債務を有する建設業者(当該対象債務が 共同企業体の構成員としてのものである場合にあっては、当該共同企業 体の代表者である建設業者に限る。)
- (2)対象債務: 次のすべての要件を具備するもの(保証契約等により本人に代わって弁済すべきものを除く。)
 - ア 建設工事(県外で行われるものを含む。)に係る下請代金、材料代金及び労務費(自己の従業員の賃金等を除く。)又は業務委託費に係る債務(遅延利息等を除く。)
 - イ 一の県内企業に対し、250万円以上のもの
 - ウ 弁済期到来後6か月以上不履行の状態にあるもの
 - エ 当該債務の金額及び弁済期が契約書等により確認できるもの

2 資格保留の期間

- (1)対象債務を有する間とする。(対象債務をすべて弁済した場合、部分的な弁済 により1企業への債務額が250万円未満となった場合又は対象債務の債権者が 債権を放棄した場合には、資格保留を終了する。)
- (2)対象債務を有していても、資格保留後1年を経過したときは、資格保留を終了 する。

ただし、当該債務不履行の影響が深刻な場合又は債務不履行に至る経緯が悪質な場合において、県土整備部長が必要と認めるときは、対象債務を有している限り、資格保留の期間を必要に応じて延長することができる。

3 資格保留の手続

- (1)対象債務の債権者その他の対象者に対象債務があることを知った者は、その旨を県土整備部県土総務課に申し出るものとする。
- (2)(1)の申出に対し、県土整備部県土総務課においては、当該対象者その他の関係者から事情聴取その他の調査を行う。
- (3)県土整備部長は、(2)の調査結果を踏まえ、別に定めるところにより設置す る資格審査委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いた上で、対象者を資 格保留とするかどうかを決定する。
- (4)県土整備部長は、当該対象者を資格保留としたときは、その旨を関係者に通知する。

4 資格保留の終了手続

資格保留の終了手続は、3の(1)から(4)までの手続を準用する。